

○炉，電気設備，液体燃料を使用する器具等の点検及び整備等を行うために  
必要な知識及び技能を有する者について

平成 4 年 4 月 1 日

笠消告示第 1 0 号

改正 平成 4 年 1 0 月 1 日告示第 1 7 号

平成 1 3 年 1 月 1 5 日告示第 3 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日告示第 8 号

笠岡地区消防組合火災予防条例（昭和 5 5 年笠岡地区消防組合条例第 2 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号，第 1 5 条第 1 項第 1 1 号及び第 2 3 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき，必要な知識及び技能を有する者を次のように指定する。

1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 4 条第 2 項，第 5 条第 2 項，第 5 条の 2 第 2 項，第 6 条第 2 項，第 7 条第 2 項，第 8 条第 2 項，第 9 条第 2 項，第 1 0 条第 2 項，第 1 1 条，第 1 2 条及び第 1 3 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は，次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し，これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 液体燃料を使用する設備にあつては，次に掲げる者

（ア）一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

（イ）ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 3 号）に基づく特級ボイラー技師免許，一級ボイラー技師免許，二級ボイラー技師免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 6 条第 2 項，第 1 1 条及び第 1 2 条において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）

イ 電気を熱源とする設備にあつては，次に掲げる者

（ア）電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

（イ）電気工事士法（昭和 3 5 年法律第 1 3 9 号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第 1 5 条第 1 項第 1 1 号（条例第 1 2 条の 2 第 1 項及び第 3 項，第 1 5 条第 3 項，第 1 5 条の 2 第 2 項，第 1 6 条第 2 項及び第 3 項，第 1 7 条第 2 項及び第 4 項，第 1 8

条第2項、第19条第2項並びに第20条第2項において準用する場合を含む。)に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

ア 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

ウ 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(自家用発電設備専門技術者)(条例第16条第2項及び第3項において条例第15条第1項第11号を準用する場合に限る。)

エ 一般社団法人日本電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者(蓄電池設備整備資格者)(条例第17条第2項及び第4項において条例第15条第1項第11号を準用する場合に限る。)

オ 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(条例第18条第2項において条例第15条第1項第11号を準用する場合に限る。)

3 条例第23条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

附 則(平成4年10月1日告示第17号)

1 この告示は、平成4年10月1日から施行する。

2 財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う石油燃焼機器技術講習を修了した者(石油燃焼機器点検整備士)については、平成9年9月30日までの間に限り、改正後の第1号アの設備及び第3号の器具に係る点検及び整備に関し、必要な知識及び技能を有する者とする。

附 則(平成13年1月15日告示第3号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月25日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。